

## 学生ボランティアによる幼児教育支援事業実施要項（案）

### （目的）

第 1 条 宗像市内の保育所及び幼稚園が市内の大学との連携を図り地域の教育力を生かした幼児教育の充実を図るとともに、将来教員になる学生に幼児との関わる機会を設定することで今後の幼児教育を支える人材育成を支援することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、社会福祉法人が設置した市内の認可保育所をいう。
- （2） 幼稚園 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に基づき、学校法人が設置した市内の幼稚園をいう。
- （3） 学生ボランティア 福岡教育大学に在籍し、本事業によるボランティア活動を行う学生をいう。

### （事業内容）

第 3 条 保育所及び幼稚園が学生ボランティアを活用した場合、教育委員会は予算の範囲内で学生ボランティアへ特別旅費を支払うものとする。

### （活用内容）

第 4 条 学生ボランティアの活用は、次に掲げる範囲とする。

- （1） 体験活動における支援
- （2） 園外活動における支援
- （3） 特別な支援を要する園児への支援
- （4） 保育領域に関わる教育支援
- （5） その他保育に関連する支援

### （活用計画の提出）

第 5 条 保育所及び幼稚園が学生ボランティアの活用を図る場合は、活用計画書（様式 1）を教育委員会に提出するものとする。

### （大学への依頼）

第 6 条 教育委員会は、保育所及び幼稚園から提出された活用計画書等を審査のうえ、内容が適正であるときは、保育所及び幼稚園に通知するとともに、福岡教育大学ボランティアセンターに依頼するものとする。

### （学生ボランティアへの依頼）

第 7 条 保育所及び幼稚園は、前条の依頼に対し申し出のあった学生ボランティアに、活動内容を説明のうえ学生ボランティア依頼書（様式 2）によって依頼するものとする。

### （活用報告）

第 8 条 保育所及び幼稚園園長は、学生ボランティアを活用した場合、活用報告書（様式 3）に、学生への依頼文書の写し及び請求書を添付し、教育委員会に報告しなければならない。

### （特別旅費の支給）

第 9 条 教育委員会は、前条の報告を受けた場合、内容を審査のうえ、学生ボランティアに特別旅費を支払う。

(特別旅費の額)

第10条 教育委員会が学生ボランティアに支払う特別旅費の額は、1日1,000円とする。

2 教育委員会が保育所及び幼稚園に配分する特別旅費の上限は1園あたり10,000円(延べ派遣人数10人)で予算の範囲内とする。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。